

2016年度助成分

■研究課題名

日本におけるデフレが企業レベルのマークアップと生産性に与えた影響に関する実証分析

研究代表者：

榎赫旭（日本大学経済学部・教授）

派遣先：

アメリカ・ワシントンD.C.国際通貨基金（IMF）

実施期間：2016年8月8日～2016年8月31日

【研究の概要】

2016年8月8日から31日まで国際通貨基金のアジア・太平洋部局から招待を受けて、共同研究者成田太志・成田真知子氏が勤めている国際通貨基金に滞在しながら両氏と共同研究を進めた。デフレがマークアップと生産性に与える効果を分析するためにKwon, Narita, Narita (2015) の論文で開発した生産関数推計方法を他の先行研究 (De Loecker (2011), De Loecker and Warzynski (2012), De Loecker, Goldberg, Khandelwal and Pavcnik (2016), Peters (2016)) と比較しながら拡張の可能性を検討した。企業レベルのマークアップを正しく推計できれば、マークアップ率を考慮した真の生産性を推計できる。内生性と資本ストックの計測誤差を同時に考慮しながら、より一般的なトランスログ型生産関数を推計して、企業レベルのマークアップ率を正しく推計することが難しいことが分かったので、マークアップ率の推計を行っている先行研究の手法を用いることにした。国際通貨基金滞在の間においては、企業レベルのマークアップ率の推計方法に関する先行研究の整理と推計用コードの作成作業を主に行った。また、実証分析を行うために、経済産業省が毎年調査・作成している『企業活動基本調査』個票データに対する目的外利用申請を行ったが、データ利用の許可が下り、個票データが利用できるようになったのが2017年2月であったために、現在データを整理しながら分析を行っている。2017年6月までには経済産業研究所（RIETI）のデスカッションペーパー検討会にて報告し、デスカッションペーパーとして公刊する予定である。また、2017年中に海外の著名な学術ジャーナルに投稿するつもりである。計画した共同研究課題以外にも、今回の打ち合わせによって、新たな問題意識に基づいた共同研究を成田氏と計画した。具体的には、日本は企業投資などの需要を刺激することでデフレを脱却するために、量的緩和政策や異次元金融緩和のような金融政策を実施した一方で、企業の現金保有額は増加の一途を辿っている。企業はなぜ投資を行わないで現金保有額を増加させているのか、金融政策が企業の投資に与える効果について定量的に分析する必要性も共感し、共同研究を行うことにした。

国際法、革新、環境

研究代表者：

坂元茂樹（同志社大学法学部・教授）

派遣先：

カナダ・ウォータールー市・カナダ国際法学会

実施期間：2016年7月19日～2016年7月24日

【研究の概要】

7月21日・22日に開かれた第6回四学会国際会議に参加した。同会議は、豪州・ニュージーランド国際法学会、カナダ国際法学会、アメリカ国際法学会および日本の国際法学会が、2006年以来、共同事業として隔年で開催している会議であり、今回で6回目となるものであった。気候変動枠組み条約の枠内で昨年作成されたパリ協定の意義と問題点をはじめとして、気候変動と関連する貿易、投資、知的財産、軍備管理など広範な分野の国際法の現状について、まる二日間、活発な議論が交わされた。

豪州・ニュージーランド国際法学会からはTimothy Stephens会長ほか、カナダ国際法学会からは四学会国際会議の前身である三学会国際会議の産みの親の一人でもある同学会の重鎮 Armand de Mestral教授ほか、アメリカ国際法学会からは、世界知的所有権機関(WIPO)の法律顧問であり同学会副会長のEdward Kwakwa氏と同学会の事務局長であるMark David Agrast氏ほかといった錚々たるメンバーが参加した。日本の国際法学会からも私、坂元茂樹が前代表理事として浅田正彦前国際交流委員長ほか4名とともに参加した。

全体として若手育成という目的もあり、報告者は若手研究者で、シニアの研究者が司会と討論者を務めるという形式で進められた。坂元も、第4セッションで司会を務めると共に、他のいくつかのセッションにおいて質問やコメントを行うことで会議に貢献した。

本会議のペーパーはやがて出版される予定であり、また次回国際会議を2018年に日本で開催することも基本合意された。すべての参加者が、会議が全体として成功を収めたとの印象をもったのは間違いない。このような充実した会議への派遣に助成を頂いた、公益財団法人野村財団に対し、この場を借りて厚くお礼申し上げたい。ありがとうございました。

■研究課題名

情報通信技術の普及は自然災害による被害を軽減させるか？ ：国際パネルデータによる実証分析

研究代表者：

外谷英樹（名古屋市立大学経済学研究科・教授）

派遣先：

米国・ミシガン州イーストランシング・ミシガン州立大学

実施期間：2016年7月20日～2016年8月13日

【研究の概要】

海外派遣期間中、本研究課題の海外共同研究者であるミシガン州立大学Mark Skidmore教授と共同研究を、1) 関連論文の再検証、2) 実証分析、3) 論文草稿の作成の3点について主に行った。

1) 関連論文の再検証

本研究は、以前行った共同研究の成果である論文“Information/communication technology and natural disaster vulnerability” Economics Letters 137, 143-145の発展、拡張を意図したものであるため、この論文の再検証を行い、どの点を発展拡張させるのかについて議論を行った。

2) 実証分析

1) で行った再検証をもとに実証分析を行った。今回の研究では、自然災害のタイプや各国の所得水準に焦点をあてた分析を行った。得られた主な結果は、自然災害のタイプに関しては、特に「地震」や「洪水」に対して、情報通信技術の普及は被害を軽減させる効果大きいことが示された。また、各国の所得水準に関しては、高所得や低所得国よりも、中所得国においてその効果が大きいことも確認された。

3) 論文草稿の作成

得られた実証分析の結果をもとに論文草稿の作成を行い、今後の研究の進め方および論文をどの海外査読誌に投稿するのかについて議論した。

■研究課題名

金融機関の自己資本規制とシステミックリスクについて

研究代表者：

田園（龍谷大学・准教授）

派遣先：

アメリカ・ニューヨーク・コロンビア大学

実施期間：2015年8月30日～2016年8月29日

【研究の概要】

受け入れ研究機関であるコロンビア大学において、金融機関の自己資本規制とシステミックリスクを中心に、研究活動を行った。具体的には、コロンビア大学において文献調査に加え、ビジネス・スクールのファイナンス・セミナーや統計学部の数理ファイナンス・セミナーに参加し、理論や実務の議論に接した。また、ニューヨーク大学スターン・ビジネス・スクールとニューヨーク連邦準備銀行主催のコンファレンスに出席し、金融機関を対象とした研究の最新動向及び今後の課題に関する議論に参加した。

研究を進めている中、個々の金融機関自身のリスクに基づいた所要自己資本のような規制メカニズムは必ずしもシステミックリスクを緩和できないということを再確認した。適正な規制は、金融機関の規制への対策を先読みしなくてはならない。金融機関の個別リスク（ミクロの視点）のみならず、景気循環や伝播リスク（マクロの視点）に依存させるように金融規制を考える必要がある。そこで、金融機関の自己資本比率自体よりも、レポ(担保付き短期債)取付けの影響が波及しながら増幅していくメカニズムを中心に研究を行うようになった。特に、破綻リスクに加え、短期負債の貸し替え（ロールオーバー）リスクが負債の満期選択にどのような影響を及ぼすかを明らかにした。

研究内容の一部を大阪大学主催の中之島ワークショップ「金融工学・数理計量ファイナンスの諸問題2016」において、“Debt rollover, bankruptcy, and debt maturity”というテーマで報告した。そこで得られたフィードバックに基づき、さらなる考察を進めている段階である。修正版を2017年2月に行われる国際研究集会Winter Workshop on Operations Research, Finance and Mathematicsに報告する予定である。また、滞在期間中に、資本構成に関連した論文“Optimal capital structure and investment decisions under time-inconsistent preferences”を国際学術雑誌Journal of Economic Dynamics and Controlに投稿し、掲載された。研究助成していただいた貴財団に心より御礼を申し上げます。

■研究課題名

企業の流動性資産保有に関する日米比較

研究代表者：

堀敬一（立命館大学・教授）

派遣先：

アメリカ合衆国・シアトル・ワシントン大学

実施期間：2015年9月14日～2016年9月13日

【研究の概要】

本研究課題は、現預金など流動性資産を企業が需要する動機について、企業統治の観点から日本とアメリカを対象として実証的に考察することを目的としている。私は約1年間、University of Washington Michael G. Foster School of BusinessにVisiting Scholarとして在籍し、滞在先の研究資源を活用して、以下のような研究活動を行った。

はじめに研究課題にかかわる情報の収集を行った。具体的には日本から持参した書籍、論文等に加えて、滞在先で利用可能な書籍、資料を活用し、先行研究の成果を確認した。また研究課題に関係する可能性があるような論題のセミナーに参加し、議論することにより最新の知見を得た。

次に検討すべき問題を確定した上で、分析を行った。日本企業に関しては日経NEEDS-Cges、アメリカ企業に関してはOsirisのデータベースから採録した財務データを用いて、流動性資産保有に関する傾向について基礎的な分析を行った。具体的には記述統計量に基づく両国の比較と、総資産に占める流動性資産保有額の比率を被説明変数として、様々な説明変数に回帰することにより、日米両国で流動性資産保有動機に異なる点が存在するかどうか検証を試みた。アメリカ企業には予備的動機に基づく流動性資産保有が観測されるものの、日本ではその影響はほとんど存在しない。日本企業に関しては金融緩和政策の影響が大きいと思われる。

最後に研究成果の質的改善を目的として、萌芽的な研究成果を研究会等で公開し、議論した。具体的には日本からも関連分野の研究者を招き、コンファレンスを開催した。このコンファレンスでは分析中の結果を「日米企業の流動性資産保有：現状と今後の研究課題」として報告した。またこれ以外にも他の研究者と研究成果について議論する機会を得た。そうした議論の中で、経営者の自信過剰バイアスが企業の流動性資産保有に影響を与えている可能性が明らかになってきた。現在はそうしたコメントをフィードバックし、研究成果の質的向上に努めている。

■研究課題名

物権の諸効力の再統合に向けた基礎的研究

研究代表者：

阿部裕介（東北大学大学院法学研究科・准教授）

派遣先：

フランス・パリ・パリ第一大学（パンテオン＝ソルボンヌ大学）
ソルボンヌ法学研究所

実施期間：2014年9月1日～2016年8月24日

【研究の概要】

物権を物の支配権として捉える理解に代わる新たな理解を、フランス法学に示唆を得て模索すべく、パリ第一大学ソルボンヌ法学研究所の客員研究員として活動を行った。

まず、パリ第一大学で開講されていた民事法関連の講義を幅広く横断的に聴講し、フランス民事法の体系的総合的理解に努めた。その範囲は、民法の諸分野のみならず、商法や民事手続法、さらには民事の財産法（droit des biens）との関連を念頭に、公物法（droit administratif des biens）にも及び、これを通じて、財産法の基本思想がフランス法の様々な分野において応用されていることを理解するとともに、各分野における議論からの還元によってフランス財産法の特徴をより深く理解することができた。

これと同時に、附属図書室等で研究課題に関連する体系書、論文集、博士論文、学術雑誌等の文献調査を行った。この作業を通じて、近時のフランス財産法学における、所有権の効力をめぐる捉え方の学説分布の整理を進めた。

さらに、パリで開催されたいくつかの研究集会に参加し、フランスの民法研究者との交流を深めるとともに意見交換を行った。とりわけ、2015年9月には、フランスのアンリ・カピタン協会と日本のARIDAとの共催で行われた日仏担保法研究会に報告者として参加し、クリストフ・ヴェルニエール教授（現グルノーブル大学）をパートナー報告者としてフランス語で報告を行うとともに、その概要を、法律時報2016年6月号の小特集「日仏民法セミナー」において日本の研究者に紹介した。

これらの作業を通じて今後の研究テーマを具体化した結果、2016年度から科研費若手B「所有権に基づく物権的返還請求権の比較法的研究」が採択されるに至った。そのため、最終盤はこの科研費による研究活動に切り替えて、本助成による活動を終了した。

■研究課題名

名目金利の非負制約を考慮した動学的一般均衡モデルの推定

研究代表者：

廣瀬康生（慶應義塾大学経済学部・准教授）

派遣先：

米国・フィラデルフィア・ペンシルバニア大学

実施期間：2015年3月30日～2017年3月8日

【研究の概要】

2015年3月末から2017年3月上旬までの約2年間、ペンシルバニア大学経済学部滞在中（受入担当教授はJesus Fernandez-Villaverde）、名目金利の非負制約を考慮した動学的一般均衡モデル（DSGEモデル）のマクロ実証分析への応用に関する研究を行った。名目金利の非負制約および経済主体の行動方程式の非線形性を考慮したモデルの解法と推定方法を習得し、以下の2本の論文を作成した。

まず、名目金利の非負制約を考慮した非線形モデルを真のデータ生成過程と見なしたうえで、非線形性を考慮せずにモデルのパラメータ推定を行った場合に、推定値にどのようなバイアスが生じるのかを調べた。分析結果は、「Parameter Bias in an Estimated DSGE Model: Does Nonlinearity Matter?」（砂川武貴氏との共著）にとりまとめ、全米経済研究所（NBER）とフィラデルフィア連邦準備銀行が共催のワークショップで発表した後、Centre for Applied Macroeconomic Analysis（Australian National University）のワーキングペーパーとして公開した。同論文は、International Conference on Computing in Economics and Finance（Bordeaux）や International Association for Applied Econometrics Annual Conference（University of Milano-Bicocca）で発表したうえで、学術雑誌へ投稿した。

次に、名目金利の非負制約を含む非線形DSGEモデルを用いて、米国の自然利子率の推定を行い、「The Natural Rate of Interest in a Nonlinear DSGE Model」（砂川武貴氏との共著）を作成した。この論文では、モデルの非線形性を考慮すると、通常用いられる線形モデルから推定される値よりも、自然利子率の水準が高めに推定されることが分かった。同論文は、今後、カンファレンスやセミナーで発表し、そこでのコメントを反映したうえで、学術雑誌へ投稿予定である。